

一般競争入札（総合評価方式）に関する公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年9月1日（水曜日）

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部
福岡県済生会八幡総合病院
院長 北村昌之

1. 競争入札に付する事項

(1) 入札対象業務

福岡県済生会八幡総合病院開院支援業務委託

※詳細は別添「仕様書」を確認。

(2) 契約期間

契約締結日より令和6年12月31日（火）まで（予定）

(3) 履行場所

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部福岡県済生会八幡総合病院の指定する場所（以下、「当院」という。）

(4) 入札及び落札者の決定方法

一般競争入札（総合評価方式）

事前提出資料とプレゼンテーションによる評価点数に、入札書に記入した業務委託料を点数化した数字を加えたものを評価値とし、評価値の最も高いものを落札者とする総合評価の方法をもって行う。

2. 参加者資格について

入札に参加できるのは、以下の条件を全て満たす者とします。

- (1) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一規格）において、開札までに「役務の提供等その他」のA,B,C 又は D の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 過去5年（平成28年9月～令和3年8月）の間に、病床数300床以上の複数の医療機関との間で同種の契約を行った実績があること。
- (5) 直近3年以内に当院を含む医療機関において指名停止等の処分を受けていないこと。
- (6) 次に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しないこと。
 - ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者
 - ア 契約の履行にあたり、不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連

- 合した者
- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施にあたり、職員もしくは職員が委任した者の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
- カ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- キ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③次の各号のいずれかに該当する者
- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下暴力団員という。）と認められる者
- イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ④上記①、②、③のいずれかに該当する者を入札代理人として使用する者

3. 入札手続き等

(1) 担当部署

①所在地 : 〒805-0050 福岡県北九州市八幡東区春の町五丁目 9 番 27 号

②施設名 : 社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会支部福岡県済生会八幡総合病院

③担当部署 : 管財課 日高、竹下

TEL : 093-662-5211 FAX : 093-671-2338

E-mail : hidaka@yahata.saiseikai.or.jp

(2) 入札説明書及の交付期間及び交付場所

①期 間 : 令和 3 年 9 月 1 日（水）から令和 3 年 9 月 8 日（水）の 9 時から 17 時
（土曜、日曜を除く）

②場 所 : 3（1）に同じ。

(3) 一般競争入札参加資格申請書の提出期間

①期 間 : 令和3年9月1日(水)から令和3年9月10日(金)の9時から17時
(土曜、日曜を除く)

②場 所 : 3(1)に同じ。

③提出方法: 上記期間に、上記場所に持参。

(4) 質問

①期 間 : 令和3年9月1日(月)から令和3年9月9日(木)17時(必着)

②方 法 : 電子メールによる

(5) 質問回答

期間中に受け付けた質問をまとめ、参加申込書の提出のあった全事業所宛に、電子メールにより回答する。

(6) 入札参加資格審査の結果

令和3年9月14日(火)までに入札参加資格の有無を電子メール又は郵送にて通知。

(7) 提案書の提出

①期 間 : 令和3年9月13日(月)から令和3年9月21日(火)の9時から17時
(土曜、日曜、祝日を除く)

②場 所 : 3(1)に同じ。

③内 容 : 別紙「仕様書」を参照の上、別紙「評価票」の内容に沿って順番に作成すること。

④提出部数: 5部

⑤提出方法: 上記期間に、上記場所に持参。

(8) プレゼンテーションの日時及び場所

①日 時 : 令和3年9月27日(月)10時30分

②場 所 : 済生会八幡総合病院 東棟9階第2会議室

③方 法 : 詳細は入札説明書による。

(9) 入札の日時及び場所

①日 時 : 令和2年9月27日(月)14時

②場 所 : 済生会八幡総合病院 東棟9階第2会議室

③方 法 : 詳細は入札説明書による。

入札書は持参に限る。(郵送、電子メールによる提出は認めない。)

※入札書には月額の委託料を記入する。

※入札書に記入する金額は、消費税等を含まない金額とする。

※入札に参加できる者は、申請者又は委任状に記された代理人に限る。

4. その他

(1) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、総合評価の方法〔会社全体（経営方針、実績、その他）および提案書を基に算出した評価点数（300点満点）と、予定価格より入札額を減じた数字を予定価格で除し、更に100を乗じて算出した金額点数（100点満点）を加えたものを評価値とする。〕により、その評価値が最も高い者を落札者とする。

（3）契約書作成の要否・・・ 要

以上

福岡県済生会八幡総合病院開院支援業務仕様書

1 業務名

福岡県済生会八幡総合病院開院支援業務

2 業務の目的

福岡県済生会八幡総合病院は、施設・設備の老朽化に加え、一部耐震基準を満たしていない箇所もあり、将来の医療構想を基として令和6年11月の開院を目指して新築移転計画を進めているところである。

本業務は基本構想・基本計画を踏まえ、新病院移行に伴う運用フローの見直しや整理、医療情報システムの移行支援、医療機器等の整備、物品移転及び患者移送、さらには建設段階における調整管理等の支援のできる専門知識や実績を有する事業者を選定し、新病院の円滑な開院準備を進めることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和6年12月31日（火）まで

4 履行場所

福岡県済生会八幡総合病院の指定する場所

5 業務の内容

業務の検討内容及び遂行方法は、企画提案書に基づき実施するものとし、業務遂行に必要となる会議、ヒアリングなどに関しては、受託者から提案を行うものとする。ただし、計画の遂行状況により福岡県済生会八幡総合病院（以下「委託者」という。）との協議により業務内容を変更する場合がある。また、業務遂行にあたり以下の内容のほかに、必要と思われる項目を提案することを妨げない。

なお、業務を進めるにあたっては、設計・建設との各種調整を行い、必要に応じて設計事務所・建設業者から情報を収集し、また各々へ情報を提供すること。

(1) 医療機器等整備計画策定支援業務

- ①医療機器等現有品調査の実施
- ②医療機器等ヒアリングの実施
- ③医療機器等整備計画（予算）の策定および減額等提案
- ④医療機器等整備にかかる新病院建築設備との調整
- ⑤医療機器等導入支援（仕様比較検討支援、仕様策定、導入スケジュール策定、入札・発注支援）
- ⑥搬入設置調整支援

(2) 新病院運用及びシステム整備支援業務

- ①新病院想定運用フローの整備
- ②システム現状把握・整理（システムヒアリングの実施）
- ③新病院システム要件・整備計画の策定（部門システム範囲・端末台数等設定）

- ④システム整備に係る新病院建築設備との調整
- ⑤システム等導入支援（仕様策定、導入スケジュール策定、入札・発注支援、導入時各種調整）
- ⑥業務委託導入計画支援（業務委託範囲設定、方針検討、選定支援）
- ⑦事業収支計画策定及び更新支援

(3) 病院移転支援業務

- ①総合調整支援（移転前後診療体制の整備）
- ②移転業務予算の策定
- ③移転業者仕様策定支援・選定仕様策定
- ④物品移転計画策定支援
 - * 選定された移転業者と連動して実施すること
- ⑤患者移送計画策定支援

(4) 新病院移転に向けたその他支援業務

- ①新病院移転・開設に係る各種行政申請等支援
 - * 保健所・厚生局関連を中心とし、役割分担は別途調整する

6 業務の実施条件

- (1) 業務の遂行にあたり、受託者は委託者と十分な連絡を保ち、処理方針について委託者の指示及び承認を受けるものとする。
- (2) 業務の遂行にあたり、関係法令及び適用基準を遵守しなければならない。
- (3) 業務の遂行には、医療行政、病院整備及び運営に関し、高度な情報収集力、分析力を要する為、受託者は相当な知識と技術を有するスタッフを配置しなければならない。
- (4) 受託者は、委託者の保健、医療、福祉全般について十分な理解のもとに業務を遂行しなければならない。
- (5) 委託者は受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (6) 本業務の遂行によって生じる権利は、委託者に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (8) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に委託者の承認を得るものとする。
- (9) 各種関係機関（国、県、市等）との協議に必要となる資料については、適宜、委託者と調整の上、履行期限までに関係書類の調製をおこなうものとする。

7 履行期限・成果品

本業務の履行期限及び成果品は次の通りとする。印刷物の書式、成果物の提出方法等は、委託者と協議の上、内容を変更する。また、成果品は委託者と全体スケジュール等を協議の上、内容を変更する場合がある。

(1) 履行期限

令和6年12月31日（火）まで

(2) 成果品

成果品は業務完了報告書及び下記の提出書類等を簿冊等にまとめ提出すること。

ア 提出書類等（各2部）

- ・業務で作成した計画、関連資料等
- ・その他本業務において作成した文書等
- ・委員会、WG等の議事録
- ・データ等を収録した記憶媒体（CD-ROM等）

イ 成果品の著作権は、発注者に帰属する。成果品の第三者への提供及び内容の転載は、委託者に許諾を得ること。

8 工程表の提出

(1) 受託者は、契約締結交渉の際に次の書類を提出し、委託者の承認を受けるものとする。

ア 工程表（年度毎に実施する業務内容を明示すること）

イ その他、委託者が必要に応じて指定する書類

(2) 受託者は、上記（1）に定める書類の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに委託者に文書で報告し、承認を受けなければならない。

9 検査

(1) 本仕様書に指定された成果品一式を納品し、委託者の検査の合格をもって業務の完了とする。

(2) 成果品に瑕疵があることが判明した場合、受託者は直ちに訂正、細く、その他必要な措置を取らなければならない。業務が完了し、引渡し後であっても同様とする。

(3) 検査及び訂正等の措置に掛かる費用は、受託者の負担とする。

10 支払い条件

委託者は支払条件について、受託者と協議の上、決定するものとする。

11 その他

(1) 本業務において必要な資料は、発注者と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損または滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の委託期間終了までに返却しなければならない。

(2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。